

KUROBE アクアフェアリーズ ファンクラブ 会員規約

第1条【名称】

この会の名称は、「KUROBE アクアフェアリーズ ファンクラブ」(以下当クラブといいます)と称し、一般社団法人 KUROBE アクアフェアリーズ内にファンクラブ事務局(以下事務局といいます)を設置します。

第2条【目的】

当クラブは、KUROBE アクアフェアリーズがバレーボールを通して「夢・感動・連帯感」を与え、地域の活力や活性化に貢献できることを応援し、ひいては地域社会への貢献を目指すものです。

第3条【会員および年会費】

1. 本規約の会員とは、本規程を承認の上、入会の申し込みをした方(以下申込者といいます)で事務局が適当と認めた方をファンクラブ会員(以下会員といいます)とします。
2. 事務局は、次の申込者は本規約の会員としての承認を行いません。
 - ・申込者が反社会的勢力に所属する者、もしくはその関係者と事務局が判断した場合。
 - ・過去強制的に当クラブを退会処分にさせられたことがある場合。
3. 会員の種別を次の通りとし、種別ごとに年会費および会員特典を区分します。
 - (1)ダイヤモンド会員
 - (2)プラチナ会員
 - (3)スタンダード会員
 - (4)ジュニア(中・高校生)
4. 種別ごとの年会費は事務局が年度ごとに見直しし、会員の承諾なしに変更できるものとします。
5. 当クラブは如何なる理由を問わず、受領した年会費は会員にお返しできません。

第4条【会員証】

1. ファンクラブは会員1名につき1枚の会員証と1つの会員番号を発行します。会員証・会員番号は会員本人のみが使用できます。
2. 昨年度より継続して入会する場合も、**会員証・会員番号は新たに発行されます。これに伴い、会員番号も新たに採番されます。**
3. イベント等でサービスを提供する際、会員証の提示を求める事がございます。

4. 会員証は第三者に貸与、譲渡できないものとします。
5. 会員証は原則として再発行されません。ただし、会員証の紛失、盗難、事故による毀損等で使用不可能になった場合は、当クラブ所定の手続きにより再発行されます。
6. 会員は、第9条1項にて会員資格を抹消された場合には当クラブに会員証を返却するものとします。

第5条【会員証の有効期限】

1. 会員の期間は入会を認められた時点から当該年の翌年の5月末までとします。
2. 会員証の有効期限は当該年の翌年の5月末までとします。

6 第6条【会員特典】

1. 会員は、下記の会員特典を受けることができます。
 - (1) 会員証の発行
 - (2) 会員特典のプレゼント
 - (3) 入場引換券
 - (4) 入場割引およびチームグッズ割引券
 - (5) ファン感謝祭等の交流イベントの優待案内
 - (6) メルマガ配信、ファンクラブ通信等の送付
 - (7) スタンプラリー参加権
2. 当クラブは、会員の事前承諾を行う事なく、会員特典、その他サービス内容を変更することができるものとします。

第7条【禁止事項】

会員は、下記に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ・第2条の目的に反する行為。
- ・会員資格の売買・譲渡、名義変更・共有、第三者への使用許諾。
- ・当クラブを通じて入手した全てのデータ(情報、文章、写真、映像、イラスト等)を、無断複製、転載及び再配布する行為。
- ・選手、当クラブ、その他第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権、商標権、著作権等を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- ・選手、当クラブ、その他第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損する行為、またはそのおそれを生じさせる行為。
- ・チケット、グッズ、その他会員としての資格に基づき有する権利を、インターネットオークションにより第三者に転売する等、第三者に対し譲渡、貸与、名義変更する行為。
- ・当クラブを利用して、個人または第三者の営利を目的とした活動及びその準備を目的とした活動。

- ・当クラブを利用して、選挙運動・政治活動、宗教活動、またはこれらに類似する行為。
- ・法令または公序良俗に違反する行為、もしくは当クラブの運営を妨害する行為。
- ・前各号に該当するおそれがあると運営者が判断する行為。
- ・その他、事務局が不適切と判断する行為。

第 8 条【会員資格の喪失】

1. 以下の項目に該当する場合、当クラブは会員資格を抹消することができるものとします。
 - ・会員が退会を申し出た場合。
 - ・第 8 条(禁止事項)に該当する行為を行った場合。
 - ・本規約に違反した場合。
2. 当クラブは会員が退会するにあたり、会員が既に入金した年会費等及び当クラブサービスの利用料等の返還は一切行わないものとします。
3. 会員は、会員特典によるチケット購入代金や商品等の購入代金等、退会時点で支払い義務が発生しているものについては、退会後も支払い義務を免れないものとします。
4. 退会処分とされた会員は、損害賠償請求等の一切の権利行使ができません。

第 9 条【届出事項の変更】

1. 会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレスに変更があった場合は、速やかに事務局へ連絡するものとします。
2. 前項の届出がない場合、またはその届出内容が不備の場合は、本会からの通知等が延着、未着又は発送中止となることがあります。

第 10 条【個人情報の取扱】

会員の個人情報の取り扱いについては、「プライバシーポリシー」に沿って事務局が厳重に管理します。

第 11 条【会則の変更、その他】

1. 事務局は会員の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、会員は事務局の通知をもってこれを承諾するものとします。
2. この規約に定めのない事項については、別に定めるものとします。

付則

本会則は平成 30 年 9 月 1 日より施行します。

本会則は令和 1 年 10 月 18 日一部修正します。

本会則は令和 2 年 3 月 18 日一部修正します。